



成功へと導く！！
障害者就労継続支援
A型事業の始め方
(開業マニュアル)

<全国対応版>

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに.....	5
就労継続支援 A 型事業ができるかどうかを確認する.....	9
開業前チェックシート.....	10
過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない.....	15
就労継続支援 A 型事業の指定基準を確認する.....	16
就労継続支援 A 型指定基準.....	16
就労継続支援 A 型事業のスケジュールを確認する.....	19
就労継続支援 A 型事業開業スケジュール表（一般的な流れ）.....	20
STEP 0 事業資金を確保する.....	22
資金の調達方法にはどんなものがあるか.....	23
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう.....	24
STEP 1 事業所の場所を確保する.....	26
就労継続支援 A 型事業に適した物件の条件.....	27
物件を決めるための前提条件を知る.....	30
事業所候補地（物件）を絞り込めたら役所を確認する.....	33
STEP 2 利用者の仕事を確保する.....	36
売上と給付金と利用者の賃金の関係.....	37
利用者の仕事の確保方法.....	37
就労継続支援 A 型事業所での仕事の例.....	38
仕事の受注について.....	39
STEP 3 就労継続支援 A 型事業専用の法人を設立する.....	41
就労継続支援 A 型事業所（法人：株式会社）設立手順.....	42
STEP 4 役員と事前協賛を行う.....	45
事前協賛までのスケジュール.....	45
STEP 5 事業所の場所の決定.....	46
STEP 6 事業の運営内容の決定.....	47
STEP 7 スタッフの確保.....	49
スタッフ配置の計算例.....	49
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例.....	50
サービス管理責任者を募集するには.....	52
サービス管理責任者の仕事とは.....	52
サービス管理責任者の募集の方法.....	52
サービス管理責任者を募集する際の注意点.....	53

職業指導員・生活支援員を募集するには.....	56
職業指導員・生活支援員の仕事とは.....	56
職業指導員・生活支援員の募集の方法.....	56
職業指導員・生活支援員を募集する際の注意点.....	57
STEP 8 協力医療機関と契約を交わす.....	58
STEP 9 損害賠償保険に加入する.....	59
STEP 10 利用者確保に向けた準備.....	60
利用者確保の為の営業先.....	60
就労継続支援 A 型事業における利用者負担減免とは.....	64
STEP 11 指定申請書に必要な事項や添付書類の確認.....	65
指定申請書を作成する上で必要な確認事項.....	66
指定申請書を作成する上で必要な添付書類.....	67
申請提出書類一覧例および作成における留意事項.....	68
原本証明とは.....	75
STEP 12 指定申請書の提出.....	76
STEP 13 指定（開業）までに準備する物.....	77
申請書提出から指定日までに準備するもの.....	77
STEP 14 スタッフ業務研修.....	79
開業後に必要な書類一覧を整備する.....	79
STEP 15 県の現地確認.....	80
STEP 16 事業所指定（開業）.....	81
STEP 17 利用者見学・契約.....	82
暫定支給決定とは.....	82
利用者と契約するまでの簡単な流れ.....	83
STEP 18 国民健康保険団体連合会（国保連）への請求.....	84
国保連への請求までの流れ.....	85
STEP 19 各種変更届.....	86
事業を廃止・休業再開した場合、届出が必要.....	87
障害福祉サービス事業には有効期間がある.....	88
就労継続支援 A 型事業の加算・減算について.....	89
基本報酬（就労継続支援 A 型事業）.....	89
減算対象項目一覧（就労継続支援 A 型事業）.....	91
加算対象項目一覧（就労継続支援 A 型事業）.....	94
施設外就労について.....	100

STEP 20 実地指導（監査）対策.....	102
実地指導（監査）時に必要な書類とは	103
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表	105
STEP 21 将来に向けての事業展開を考える.....	114
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	115
障害福祉サービス事業の多角化の例	116
1店舗（事業所）と多店舗（事業所）との売上比較.....	116
STEP 22 就労継続支援A型事業所におけるスコア表と対策.....	117
表①就労継続支援A型事業所におけるスコア表（全体）	118
表②就労継続支援A型事業所におけるスコア表（実績Ⅰ～Ⅳ）	119
表③就労A地域連携活動実施状況報告書	120
表④就労A利用者の知識・能力向上に係る実施状況報告書	121
就労継続支援A型事業所におけるスコア解説と対策.....	122
巻末 参考資料集	167
（参考資料1）収支予算書（例）	168
（参考資料2）建築確認済み証（見本）	171
（参考資料3）消防用設備早見表（6ページ）	172
（参考資料4）平面図例	173
（参考資料5）防火対象物使用開始の届出（見本）	174
（参考資料6）消防用設備等確認済証（見本）	175
（参考資料7）業務委託契約書（負先との）	176
（参考資料8）会社立の目的のヒアリングシート例.....	178
（参考資料9）サービス管理責任者、職業指導員の募集例.....	179
サービス管理責任者募集例.....	179
職業指導員（常勤）募集例.....	180
（参考資料10）サービス管理責任者の実務経験.....	181
（参考資料11）サービス管理責任者の実務経験証明書.....	182
（参考資料12）サービス・児発管責任者研修の見直し	183
令和3年度相談支援従事者初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修日程と 受講対象について（兵庫県）	187
令和3年度サービス管理責任者等基礎研修日程（全国）	188
（参考資料13）協力医療機関との協定書（見本）	189
（参考資料14）協力医療機関へのお願い文例.....	190
（参考資料15）損害賠償保険カタログ例.....	191
（参考資料16）利用予定者名簿（見本）	192

(参考資料 17) 事業所パンフレット (見本)	193
(参考資料 18) 障害福祉サービス受給者証	194
(参考資料 19) 初回見学ヒアリングシート (見本)	195
(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図	196
(参考資料 21) 指定書 (就労継続支援 A 型事業)	197
(参考資料 22) 重要事項説明書 例	198
(参考資料 23) 利用契約書 例	206
(参考資料 24) 個人情報使用同意書	213
(参考資料 25) アセスメント票	214
(参照資料 26) 個別支援計画書 例	215
(参考資料 27) 契約内容 (障がい福祉サービス受給者証記載事項) 報告書	217
(参考資料 28) サービス提供記録	218
(参考資料 29) 就労継続支援実績記録票	219
(参考資料 30) 法定受領代理通知	221
(参考資料 31) 実地指導用チェックシート運営規程 例	222
(参考資料 32) 運営規定 (就労継続支援 A 型)	224
(参考資料 33) 就労継続支援 A 型事業所事業者負担軽減措置届出例	241
用語解説	242
常勤換算方法とは	242
勤務延時間数とは	243
常勤とは	243
専ら従事するとは	243
多機能型事業所とは	244
従たる事業所とは	245
おわりに	248
利用規約	254



就労継続支援 A 型事業ができるかどうかを確認する

就労継続支援 A 型事業は、**法律で定められたあらゆる基準をクリアし、国の指定を受けて、初めて開業**できます。国からの給付金で賄う事業なので「当然」といったり「当然」が、指定を受けるための基準とは、一体どのようなものなのでしょうか。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）によると、障害福祉サービス事業者の指定基準として、法人、設備（場所）、人員（資格者）、仕事等が必要とあります。以下に、簡単にまとめてみましたので、一度確認してみてください。

<開業に必要な主なもの>

- ✓ **事業資金**（約 1,000 万円～）（注※数字はあくまでも参考であり、保証したものではありません。）
- ✓ **新築で事業を行う場合**、事業用建設費、土地取得費等
- ✓ **法人格**（株式会社・合同会社・NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等）
- ✓ **設備**（立地場所・建物の適合性・備品）
- ✓ **人員**（福祉関係資格者等）
- ✓ **仕事**（利用者の仕事）
- ✓ **運営**（営業時間・利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等）

このように就労継続支援事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて **申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。**

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。

＜事業開始可能度チェック表＞

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、労働基準法、最低賃金法及び賃金の支払の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉手続法の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者。（関係法人役員、管理者等含む）
- × 申請者が、指定の申請後5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたことがあるとき。等々



STEP 0 事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業（運転）資金が必要となります。障害福祉サービス事業（就労継続支援A型事業）も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するため、資金が必要です。また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の経費等の支払資金も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求から約1か月後に売上資金が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

特に、就労継続支援A型事業は、確かに国からの給付を賄う福利事業の位置付けですが、一般企業と同じビジネス的要素が強いため、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのか等をしっかりとシミュレートして、詳細な収支計画を立てていかないと、資金ショートと言ったことになりかねません。

参考までに現在、就労継続支援A型事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円は確保する必要があります。（A型事業を開業された方の経験談より）

事業に必要な資金を算出するには、就労継続支援A型事業所の開業年度の収支予算書を作成し、事業所の売上、利用者の賃金、スタッフの賃金、訓練等給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までに、就労継続支援A型事業所の平均的売上がシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使ください。

[参照（参考資料1）収支予算書（例）](#)



STEP 1 事業所の場所を確保する

就労継続支援A型事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは**利用者の訓練(生産活動)を行うための事業所を確保すること**です。

就労継続支援A型事業の物件を決める場合、まず、利用者(何人程度)を入れるかを考え、その人数に応じて物件を探します。

その際、自前で新築するのか、賃貸物件を探すのかで決まらななります。なお、既に自身で保有している物件があるのであればそれも選択肢の一つになります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件のメリット・デメリットを挙げてみたいと思います。

<新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリット>

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	・購入や新築費用に1千万～1億円必要。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	・初期コストが抑えられる。 ・改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	・事業所の立ち上げまでに数ヶ月～1年近くかかる。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。	・大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。
場所	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められる。	・事業所の場所を自由に決められない。
その他	・自社物件なので	・契約後でも自由	・自社物件なので、



STEP 2 利用者の仕事を確保する

就労継続支援事業を開業するためには、**利用者が事業所内外で行う仕事が必要**です。

就労継続支援 A 型・B 型事業の定義として、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の他の就労の機会を創出を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」となっています。

つまり、利用者に就労訓練等のサービスを提供するにあたり、訓練と並行してこの仕事および利用者への賃金を支払うための仕事が必要だと考えていただくことです。

就労継続支援事業における利用者の賃金の考え方は、一般事業と同じく**利用者の賃金 = 売上(生産活動による) - 経費(原価)**であり、**国から給付される訓練等給付金**を利用者の賃金に充てることは出来ません。

そのため、特に A 型事業においては、生産性が高く最低賃金（労働基準法による）を支払うことが可能な収益性の高い事業内容であるか、また、利用者に対して当該事業内容を踏まえた仕事を確保する必要があります。ちなみに令和 4 年度の就労継続支援 A 型事業所の利用者の 1 人当たりの月額平均賃金は 8 万 4 千円となっています。※出典：障害者の就労支援対策の状況（厚生労働省 HP より）

なお、申請段階で仕事の生産性(利用者への最賃支払い能力)がないと判断されると申請が受理されません。



STEP 3 就労継続支援A型事業所用の法人を設立する

障害福祉サービス事業を始めるには、**法人格(会社)が必要**です。株式会社・合同会社・NPO法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

就労継続支援A型事業は、他の障害福祉サービス事業と比べ、運営形態が一般企業と近くビジネス的要素がかなりある事業のため、機動力のある株式会社での創業がお勧めです。

既存の法人でも、就労継続支援A型事業は可能ですが、定款の目的変更が必要になります。特に、就労継続支援A型事業を行う場合、営利法人については、専ら社会福祉事業を行う者でなければならないため、**定款に社会的に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができないケース**があります。 ※各都道府県（市町村）によって見解は異なるので、管轄の役所に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するよりも、会計上（※就労系障害福祉サービス事業の場合、事業収益と福祉事業収益を分ける必要がある）の事も考慮し新規法人の方が良いかと思えます。

配置するスタッフの勤務状況および組織図の例

事業所に配置する従業員の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

＜従業員の勤務状況一覧表 例＞

従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表（ 年 月分） サービス種類（ 就労継続支援A型事業 ） 事業所 施設名（ ）

勤務形態	勤務形態 記号	第2週					第3週					第4週					1週間の 出勤日数	出勤率 %														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
(記載例-1)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
(記載例-2)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
管理職	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
サービス管理士	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
作業員	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
生活支援員	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	40	100
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	30	75

- 備考1 4欄には、当該月の曜日を表示してください。
- 2 勤務する事業に係る就業規則（管理職を含む。）において、4週間の勤務の平均勤務時間を記載してください。就業規則に記載されていない場合は、就業規則を参考に記載してください。
- 3 就業規則に記載されている就業規則（就業規則）に基づき、就業規則の平均勤務時間について、労働時間の平均値を算出してください。就業規則に記載されていない場合は、就業規則を参考に記載してください。
- 4 就業規則に記載されている就業規則（就業規則）に基づき、就業規則の平均勤務時間について、就業規則の平均勤務時間を算出してください。
- 5 就業規則に記載されている就業規則（就業規則）に基づき、就業規則の平均勤務時間について、就業規則の平均勤務時間を算出してください。
- 6 就業規則に記載されている就業規則（就業規則）に基づき、就業規則の平均勤務時間について、就業規則の平均勤務時間を算出してください。
- 7 就業規則に記載されている就業規則（就業規則）に基づき、就業規則の平均勤務時間について、就業規則の平均勤務時間を算出してください。



STEP 11 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

就労継続支援A型事業の**指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます**。指定申請には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係等様々な書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全館（一覧）を確認し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に揃っていない書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からないところは、申請所に都度、確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょう。



出典：平成30年10月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の手続きより



STEP 14 スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねたの見学交換、事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。ちなみに、研修対象者は、「サービス管理責任者」「職業指導員」「生活支援員」で

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験させる。
- 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を整備する。
- 指導監査への対策を講ずる等。

事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- 実際の運営について学ぶ（運営方法）
- 必要書類の記入の仕方を学ぶ等。

開業後に必要な書類一覧を整備する

事業開始後、各種説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

[参照 指導監査時に必要な書類一覧](#)

就労継続支援 A 型事業の加算・減算について

障害福祉サービス（就労継続支援 A 型事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大 50% も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最悪の場合、就労継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月 15 日に提出します(例: 6 月 15 日提出受理→7 月 1 日から有効になります。)なお、15 日を超えると翌月の 1 日から有効となります。

ここでは、就労継続支援 A 型事業に係わる基本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。(主なものの掲載)

基本報酬（就労継続支援 A 型事業）

【サービス費（I）7.5:1】

(1 日単位)

定員	評価点						
	評価点 が 170 点 以上の 場合	評価点 が 150 点 以上 170 点未満 の場合	評価点 が 130 点 以上 150 点未満 の場合	評価点 が 105 点 以上 130 点未満 の場合	評価点 が 80 点 以上 105 点未満 の場合	評価点 が 60 点 以上 80 点未満 の場合	評価点 が 60 点 未満の 場合
20 人以下	791 単 位	733 単 位	701 単 位	666 単 位	533 単 位	419 単 位	325 単 位
21 人以上 40 人 以下	710 単 位	656 単 位	626 単 位	594 単 位	474 単 位	373 単 位	288 単 位
41 人以上 60 人 以下	672 単 位	619 単 位	590 単 位	558 単 位	445 単 位	350 単 位	271 単 位
61 人以上 80 人	660 単 位	609 単 位	580 単 位	547 単 位	438 単 位	344 単 位	266 単 位



STEP 21 将来に向けての事業展開 を考える

開業後、順調に事業が進むと早ければ2~3年ぐらいで事業が安定してきます。利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化してこまめに来ると障害福祉サービス事業（就労継続支援A型）の一応、「成功」という状態が現れます。

この段階で、事業主（経営者）としては、この勢いに乗って社会貢献、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。

例えば、

1. 現在の事業所の利用者定員を変更し、併たる事業所を作る。
2. 同じ就労継続支援A型事業所を増やす。（同じ地域、異なる地域）
3. 現在の事業所に、多機能型事業所として新たに別の障害福祉サービス事業を併設する又は独立事業所として作る。
 - 就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援B型）
 - 生活系事業所（生活介護、自立訓練）
 - 障害児系事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
4. 居住系事業所（グループホーム、ショートステイ）を作る。

もちろん、障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思います。が、障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定した収益性等により、同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをまとめてみましたので、参考にして下さい。



STEP 22 就労継続支援 A 型事業 所におけるスコア表と対策

令和 3 年 4 月 1 日より、就労継続支援 A 型事業の基本報酬の決定仕方が変わりました。どう変わったのかと言いますと「支援サービスの向上と事業の安定継続化」のために、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方への支援力向上」及び「地域連携活動」「利用者の知識・能力向上に係る実施※令和 3 年度より追加された」の観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とスコア表（スコア方式）に見直す事になりました。また、事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することが必須になり、未公表の場合には基本報酬を減額されることになりました。

毎年 4 月に、昨年度の実績（4 月 1 日～3 月 31 日）の評価をもとに役所に評価の届出を行うことで、その年の基本報酬が決まります。当然、評価点（スコア）が悪いと、基本報酬が下がってしまうので、前にしっかりとスコアを上げるための対策を取する必要があります。

評価は、自己評価を行います。自己評価の届出時点では、役所に算出根拠となる資料等を提出する必要はありませんが、後日、役所から求められたら、根拠書類を提出しなければなりません。その際、実際の評価点が低いからといって、わざと評価点を高くして提出する、あつちが大変な事になるかも知れません。

また、実地指導がある場合、役所は事業所の評価をこのスコア表をもとにチェックすると思われるので、その根拠資料は必須です。

ここでは、実際の就労継続支援 A 型のスコア表（例）を使いながら「どのようにしたら評価点を上げられるのか」そのポイントを解説していきたいと思います。



卷末 参考資料集

Sample

(参考資料 3) 消防用設備早見表 (6 項ハ)

(6) 項ハ 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター等

設備の種類	設置の基準		
消火器	令 10	一般	延面積 150 m ² 以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 m ² 以上
屋内消火栓設備	令 11	一般	延面積 700・< 1,400 >・(2,100) m ² 以上 「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・(450) m ² 以上 「注1」
	条例 42	地階を除く階数が5以上	全階 「注2」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階数が11以上	全階 「注3」
		平屋建以外	床面積の合計 6,000 m ² 以上 「注3」
		地階又は無窓階	床面積 1,000 m ² 以上 「注3」
	条例 43	4階以上10階以下の階	床面積 1,500 m ² 以上 「注3」
屋外消火栓設備	令 19	高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注4」
		1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 6,000 m ² 以上 ・その他 3,000 m ² 以上 「注7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備 (令11)・屋外消火栓設備 (令19)による	
	条例 45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 m ² 以上 「注8」
自動火災報知設備	令 21	一般	延面積 300 m ² 以上 「注9」
		特定1階段	全部 「注9」
		駐車場の用に供する部分	地階又は1階以上の階 延面積 200 m ² 以上 「注9」
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	階数が11以上	11階以上の階 延面積 200 m ² 以上 「注9」
		地階	床面積の合計 1,000 m ² 以上 「注9」
漏電火災警報器	令 22	一般	延面積 300 m ² 以上 「注10」
		契約電流量	50Aを超えるもの 「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一般	延面積 100 m ² 以上 「注11」
非常警報器具備	令 24	器	収容人員 20人以上50人未満 「注20」
		非常警報器具等	収容人員 50人以上 地階及び無窓階の収容人員の合計 20人以上 (対象物全体に設置) 「注20」
避難器	令 25	非常警報器具等	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上 ・収容人員 300人以上 (対象物全体に設置)
		2階以上の階 (地階を除く)	収容人員 20人以上 (下階に(1)～(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上) 「注12」
誘導標識	令 26	避難階	全部 「注12」
消防用給水	令 27	敷地面積が10,000 m ² 以上	1階及び2階床面積の合計 ・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上 「注13」
		高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)
連結散水設備	令 28	地階	床面積の合計 700 m ² 以上
連結送水管	令 29	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m ² 以上
	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総合操作盤	規則12他	一般	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 20,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計 5,000 m ² 以上 「注14」
自動消火装置	条例4の4	地階等	厨房設備の入力合計 350kw以上 「注16」

(参考資料 13) 協力医療機関との協定書 (見本)

協力医療機関協定書

〇〇医院 (以下、甲という。) と株式会社 FUKUI (以下、乙という。) の間において協議の結果、通常並びに緊急時の医療行為に関する協定を締結する。

第1条 乙は、ワークセンターFUKUIに通所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることができる。

第2条 甲は、前条により乙から協力を求められたときは、やむを得ない事情のある場合を除き、乙に協力するものとする。

第3条 契約期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対して、書面による契約終了の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日より更に一年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

契約期間は、業務開始前月もしくは開始月からとする。

第4条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定2部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

契約締結日は、契約開始日より前にする。

甲と乙を間違えないように記入する。双方の住所・氏名は正確に記入し、押印する。

甲 福井県〇〇市〇〇町〇-〇

〇〇医院

院長 〇〇 〇〇

印

乙 福井県〇〇市〇〇町 1-2-3

株式会社 FUKUI

代表取締役 福井 太郎

印

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図



Sample



おわりに

本書「成功へと導く！！障害者就労継続支援A型事業の始め方（開業マニュアル）」は、いかがでしたでしょうか？

これから就労継続支援事業を開業される方、既に事業を開業しているが、事業の運営を迷っている方、行政書士などの士業の方等々、いろいろな人がこのマニュアルを手に取られているかもしれません。

就労継続支援A型事業は、他の障害福祉サービス事業と違い、**福祉的な部分とビジネス的な部分が混在している特異(希有)な事業モデル**です。

一部の社会福祉事業家の中には「就労継続支援A型事業は、あまりにもビジネス的な要素が強く、福祉的な観点から見ると『福祉事業とは言えない』」とって事業所を批判している方もおりますが、就労継続支援A型事業ほど、地域社会に貢献しているのではと思います。中には「障害者を食い物にする、とんでもないブラックな事業所も存在しているのも事実ですが・・・」

これまで働けなくても一般企業のハードルが高く（時間的・能力的制約等）、働くことが出来なかった障害者の多くが、就労継続支援A型事業所に通所することで、安定した生活を営みながら、将来の労働力として貢献する機会を与えられるということは、障害者本人にとって、さらに社会にとっても大きな意義があると思います。

数年前、就労継続支援A型事業所の雇用助成金目当てに、新規参入が急激に増えた時期がありました。利用者1人を雇用すれば、何もせず約100万円が入り、さらに1人当たり月約12万円入る仕組みを悪用する事業所が数多く参入したためです。

このような事業所は、利用者に仕事らしい仕事をさせず、売上無しで雇用助成金と給付金で事業所を運営するパターンで、いくつもの地域で事業所展開していました。